

第14条（教育における差別の禁止）

（教育における差別の禁止）

第14条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 障害のある人及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者又は就学に必要な経費を負担する者をいう。以下同じ。）に対して必要な情報提供を行わないこと。
- (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。

2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある人に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

【解説等】

この条は、教育における差別の禁止について定めたものです。

教育については、憲法（14-0-1）に定めがあるほか、以下のような法律（14-0-2～4）の規定があります。

14-0-1 日本国憲法〔抄〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

14-0-2 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（教育）

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

14-0-3 教育基本法（平成18年法律第120号）〔抄〕
（教育の機会均等）

- 第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

14-0-4 学校教育法（昭和22年法律第26号）〔抄〕

- 第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
- 第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。
- 第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。
- 2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
 - (1) 知的障害者
 - (2) 肢体不自由者
 - (3) 身体虚弱者
 - (4) 弱視者
 - (5) 難聴者
 - (6) その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
 - 3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

この条例は、特別支援教育を否定的に捉えているものではありません。

特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児、児童又は生徒（以下「幼児児童生徒」という。）が在籍する全ての学校において実施されるものであり、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。

本県では、特別支援教育が我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持つものとして、その充実が図られています。

主語を単に学校としなかった理由は、校長だけが差別の禁止のための役割があるかのように受け取られるおそれがあるためであり、「教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員」を主語として具体的に記載することで、それぞれの組織及び職員が自らの役割を認識しつつ、対応してもらうことを意図しています。

「その他の教育関係職員」としては、学校等の教育機関に勤務する事務職員等が挙げられます。

<< 第1項柱書き関係 >>

第1項は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、必要な情報提供を行わないこと又は合意形成を図ろうとしないことを禁止することを定めたものです。

「就学に関して」とは、就学先の決定のみならず、入学後の学校教育（就学先変更及び進学先決定も含む。）も対象とするものです。

障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定されている程度の幼児児童生徒の小中学校、特別支援学校への就学・転学に当たっては、同法施行令第18条の2の規定に基づいて、市町村教育委員会が、保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くことになっています（14-1-0）。

たとえ障害の程度が同表に規定されている程度であっても、市町村教育委員会は、特別支援学校に就学させることが適当である認定特別支援学校就学者に当たるか、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域の状況等を勘案して慎重に判断する必要があり、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重することが求められます。

14-1-0 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）〔抄〕

第1章 就学義務

第2節 小学校、中学校及び中等教育学校

（入学期日等の通知、学校の指定）

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害

者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

2・3 〔略〕

第6条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから2月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(1) 就学予定者で前条第1項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）

(2) 〔略〕

(3) 第6条の3第2項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

(4) 第10条又は第18条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）

(5) 第12条第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

(6) 第12条の2第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

(7) 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第3節 特別支援学校

（特別支援学校への就学についての通知）

第11条 市町村の教育委員会は、第2条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2・3 〔略〕

第11条の2 前条の規定は、小学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第11条の3 第11条の規定は、第2条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第11条第1項中「翌学年の初めから3月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから3月前までに（翌学年の初日から3月前の応ずる日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。

2 〔略〕

第12条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 第11条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから3月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 〔略〕

第12条の2 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で認定就学者として小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 第11条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから3月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 〔略〕

第3節の2 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

「法令等」とは、学校教育法、特別支援学校への就学奨励に関する法律等の法律だけでなく、政令や規則、文部科学省の通知等のことを指します。どのような情報提供を行えばいいのか、保護者とどのように相談を行っていかばいいのか、これら通知等に詳細に示されています。

これら法令等の趣旨も踏まえつつ、就学に関する情報提供、相談等を行っていただくことを意図しています。

<< 第1項第1号関係 >>

就学に要する経費を負担する者を保護者に含めているのは、障害のある人が成年に達している場合（例えば、20歳で高校に在学する者。）には、親権を行う者が存在せず、就学に要する経費を負担する者の意見を考慮する必要があるため、このような規定としています。（14-1-1・2）

14-1-1 学校教育法（昭和22年法律第26号）〔抄〕

第2章 義務教育

第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

14-1-2 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）〔抄〕

（国及び都道府県の行う就学奨励）

第2条 都道府県は、〔略〕特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第2号から第6号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第1号から第5号までに掲げるもの（付添人の付添に要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

- (1) 教科用図書の購入費
- (2) 学校給食費
- (3) 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費

- (4) 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
- (5) 修学旅行費
- (6) 学用品の購入費

2～4 〔略〕

「必要な情報提供」としては、以下のものが挙げられます。

就学までの流れ及び必要な手続の内容

幼児児童生徒の現在の発達段階及び障害の特性等

発達段階、障害特性等に基づく個別の教育的ニーズ及び必要な教育的支援の内容等

特別支援学校及び小中学校（特別支援学級、通級による指導及び通常学級）の教育内容・方法、施設設備の状況等

就学奨励費等の経済的支援、医療・福祉等で受けられる支援の内容等

教育や療育に関する相談の窓口、関係機関の情報等

専門的知識を有する者の意見

これらの情報の提供に当たっては、表面的な情報の提供とならないよう、障害のある人及びその保護者がどのような情報を必要としているのかを十分に把握するとともに、適宜資料等を提示しながら分かりやすく説明することが大切です。特に、教育内容、施設設備等については、学校見学、体験入学の機会等を設けることにより、より具体的な情報の提供が望めます。

なお、その際には、一方的な説明とならないよう、障害のある人及びその保護者のニーズを把握しておくことが望めます。そのためにも、可能な限り早期からの教育相談・就学相談を行いながら、信頼関係を築くことが大切です。

なお、保護者が情報提供を受けることを拒否する場合には、市町の教育委員会は、就学指導委員会等の第三者を交えて話し合う等の事案解決に向けた取組が望めます。

<< 第1項第2号関係 >>

学校教育法施行令第18条の2（82頁：14-1-0参照）により、就学先決定時の保護者からの意見聴取は義務付けられていますが、児童の権利に関する条約（14-1-3）の趣旨を踏まえ、本人からの意見も尊重するよう規定しています。

14-1-3 児童の権利に関する条約〔抄〕

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

障害者基本法第16条第1項（80頁：14-0-2参照）には「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されているため、まず、障害のある人及びその保護者に就学に関する十分な情報提供を行い、幼児児童生徒の発達段階、障害特性、個別の教育的ニーズ、必要な教育内容・方法、地域の教育環境等について共通の認識を持った上で、障害のある人及びその保護者から就学に関する意見・要望を聴くことが必要となります。

その際には、事務的に意見・要望を聴くということではなく、障害のある人及びその保護者の視点に立ちつつ、お互いの信頼関係の中で、現在の願い、将来に向けた希望等を確認し、それらの意見・要望が可能な限り尊重される

よう最大限努力する姿勢が求められます。

なお、ここでは、障害のある人及びその保護者の意見・要望どおりに全て対応しなければならないということではなく、学校教育法施行令第18条の2（82頁：14-1-0参照）の規定に基づき、教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴いた上で、障害のある人の就学に当たって必要な措置を可能な限り講じるよう努めなければならないということです。

障害のある人やその保護者の意見・要望に応えられない場合には、その理由を十分に説明し、代替措置を講ずること等により、障害のある人やその保護者の理解を得るよう努めなければなりません。

また、保護者が、幼児児童生徒の障害の状態に応じた教育内容等について理解できるよう、専門家の意見を聴く機会の提供や「個別の教育支援計画」（14-1-4）の作成等の取組を行うほか、就学後も児童生徒の障害の状態の変化等に応じた適切な教育が行われるよう、継続して教育相談等を行うことが必要です。

14-1-4 「個別の教育支援計画」とは

乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫した支援を行うために、幼児児童生徒一人ひとりの障害等に応じて作成する長期的な（支援）計画のこと。

各学校が保護者をはじめ、医療、福祉、労働等の関係機関と連携しながら作成する。現在、特別支援学校においては、在籍する全ての幼児児童生徒の作成が義務づけられているが、小学校、中学校、高等学校等においては、必要に応じて作成することになっている。

「必要な支援等」としては、障害のある幼児児童生徒に係る関係者（保護者、教育、医療、保健、福祉等の関係機関）が連携しつつ、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのニーズに応じた指導・支援を行うことが挙げられます。

実務的には、小学校又は中学校の就学指導においては市町の教育委員会が、就学中においては就学先の学校が、それぞれ関係者と指導・支援の内容を調整し、実施することになります。

特に学校教育の場においては、文部科学省が示す「学習指導要領」の中に、障害のある幼児児童生徒に必要な支援等の内容が詳しく示されており、この「学習指導要領」を基本とし、幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態、発達段階等に応じた支援等の内容・方法を把握することが大切です。

また、就学先の学校において障害のある幼児児童生徒の能力、特性等を踏

まえた十分な教育が受けられるようにするための「合理的配慮」についても、「学校教育における必要な支援等」を行う上で重要な要素となります。

「合意形成を図る」とは、教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員（以下「教育委員会・学校等」という。）が、障害のある人及びその保護者の意見を踏まえた上で考えた必要な支援等の内容・方法を、相互に協議・調整しながら、共通の理解を図ることを指します。

そのためには、早期からの継続した教育相談の中で、「必要な情報提供」、「障害のある人及びその保護者からの意見聴取」、「専門家の意見聴取」等を行い、就学先の学校において必要な支援等の内容を「個別の教育支援計画」にまとめて提示する等により、障害のある人及びその保護者に分かりやすい説明を心がけ、その内容を理解してもらうことが大切です。

学校教育の場における必要な支援等について、障害のある人及びその保護者と教育委員会・学校等で合意形成を図ることは、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにする」という障害のある人の教育の目的を達成する上でとても重要なことです。

このように、障害のある人の就学に関して、障害のある人及びその保護者と教育委員会・学校等が相互に認識を深め合うことが必要となります。ただし、どうしても双方の意見が一致しない場合には、就学指導委員会等の第三者を交えて話し合う等の事案解決に向けた取組が望まれます。

<< 第2項関係 >>

第2項は、障害者基本法第16条（80頁： 14-0-2参照）の規定に基づき、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、差別禁止の規定を設けるものです。

「その特性を踏まえ」とは、国会審議（ 14-2-1）にあるように、単に障害の種別及び程度のみならず、障害者が日常生活等において有する多様な困難を踏まえることを指します。

14-2-1 衆議院内閣委員会会議録（第14号 平成23年6月15日）5頁〔抄〕

大島（敦）委員 改正案において、「障害者の特性」と規定した趣旨について御説明をお願いいたします。

園田大臣政務官 お答えを申し上げます。

これまでの障害者施策の中におきましては、やはり、どちらかといいますと、機能に着目をし、そして医療的な、いわゆる医療的なモデルというふうに言われておりました

けれども、むしろ、そちらの方が主体的に強く、色濃く出ていたところがありました。

今般の改正におきましては、障害者が日常生活であるとかあるいは社会生活において受ける制限というものは、障害によるものだけではない、社会におけるさまざまな障壁の中において生ずるものであるという、いわゆる社会モデルという考え方を基本認識とさせていただいたところでございます。

このような趣旨から、各分野の施策を講ずるに当たりましては、単に障害の種別及び程度のみならず、障害者が日常生活等において有する多様な困難を踏まえるという社会モデルの観点を明確化するという観点から、「障害者の特性」という文言を用いさせていただいたところでございます。

学校教育においては、障害の種別及び程度に応じて、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等の様々な教育の場が整備されるとともに、それぞれの教育の場において、障害のある幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）一人ひとりの能力や特性、ニーズ等に応じた教育が受けられるよう、個別の指導計画（14-2-2）や個別の教育支援計画（88頁：14-1-4参照）等の作成が求められています。

特に、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等においては、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服し自立や社会参加を図るために、特別支援学校学習指導要領解説に示してある内容に十分配慮しながら、指導・支援を行うことが大切です。

14-2-2 「個別の指導計画」とは

各学校において、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うために、教育課程等に基づき、児童生徒等一人ひとりの指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画のこと。

現在、特別支援学校においては、在籍する全ての幼児児童生徒の作成が義務づけられているが、小学校、中学校、高等学校等においては、必要に応じて作成することになっている。

障害者の権利に関する条約第24条（14-2-3）では、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）として、人間の多様性の尊重等の強化（1-a）、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させること（1-b）及び自由な社会に効果的に参加することを可能とすること（1-c）を目的とし、障害者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと（2-a）、障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること（2-b）、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること（2-c）等が必要とされています。

14-2-3 (仮訳文) 障害者の権利に関する条約〔抄〕

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_32.pdf

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - (c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。
- 3～5 〔略〕

インクルーシブ教育の推進については、国の中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（14-2-4）が出されており、この条の「法令等」にはこのような障害のある人に対する教育に係る国の方針等も含まれます。

14-2-4 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要（初等中等教育分科会 平成24年7月23日）〔抄〕

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

1. 共生社会の形成に向けて 〔略〕
2. 就学相談・就学先決定の在り方について
 - (1) 早期からの教育相談・支援
 - ・ 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、

その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。

- ・ 乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

(2) 就学先決定の仕組み

- ・ 就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。
- ・ 現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。
- ・ 就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。
- ・ 就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である（就学に関するガイダンス）。
- ・ 本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」（仮称）に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

(3)・(4) 〔略〕

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1) 「合理的配慮」について

- ・ 条約の定義に照らし、本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
- ・ 障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、

それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

- ・ 「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- ・ 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

(2) 〔略〕

(3) 学校における「合理的配慮」の観点

- ・ 「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。
- ・ 現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。
- ・ 複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

(4) 〔略〕

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

(1)・(2) 〔略〕

(3) 交流及び共同教育の推進

- ・ 特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。

(4) 〔略〕

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等 〔略〕

<< 不均等待遇・合理的配慮の主な事例 >>

教育における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

不均等待遇の主な事例

障害のある人の教育については、本人の教育的ニーズや保護者の意向を十分踏まえた上で、年齢、能力、特性等に応じた教育を受けられるようにすることが重要であるため、障害のある人及びその保護者の意見を聴くことなく、また、事前の十分な説明や理解を求めることなく、教育委員会・学校等が以下のような取扱いをすることは不均等待遇となります。

- ・教育委員会の一方向的な判断で、就学先を決めること。
- ・教育委員会の一方向的な判断で、保護者の付添い・介助を入学の条件とすること。
- ・教育委員会・学校等が、特別支援学校への入学（転学）又は特別支援学級等への入級（転級）を強要すること。
- ・障害があることを理由に、遠足、水泳の授業、校外学習、地域の行事等に参加させないこと。
- ・できないと決め付けて、授業中に障害のある児童生徒等を無視すること。
- ・評価水準に達していないとして学期末や年度末等の評価を行わず通知票を空欄のまま渡すこと。
- ・障害があることを理由に、常に最前列の座席に配置すること。
- ・他の児童と区別するため常に黄色の帽子をかぶらせる等の目印を付けさせること。

合理的配慮の主な事例

障害のある人の教育における合理的配慮とは、障害のある児童生徒等がその特性を踏まえた十分な教育を受けるために、障害の状況、教育的ニーズ等に応じて、学校の設置者及び学校が教育内容、方法、施設、設備等の必要な変更や調整を個別に行うことであり、以下のものが挙げられます。

- ・障害特性に応じた教材・教具（点字、音声、拡大文字等）を用意すること。
- ・試験の際に、障害特性に応じて、座席位置の変更、別室での受検、拡大文字の問題用紙の使用、時間の延長等を行うこと。
- ・校外学習等において、トイレの配慮を行う等障害のある児童生徒等が活

動しやすいような条件を整えること。

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮をする必要があります。

教育の分野に関する合理的配慮については、特別支援教育の在り方に関する特別委員会において、以下のような例（14-2-5）が示されています。

14-2-5 資料3：合理的配慮について - 別紙2「合理的配慮」の例

（文部科学省 特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第3回）配付資料）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297377.htm

1. 共通

- バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障害の状態に応じた適切な施設整備
- 障害の状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保
- 障害の状態に応じた専門性を有する教員等の配置
- 移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置
- 障害の状態を踏まえた指導の方法等について指導・助言する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理学の専門家等の確保
- 点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保
- 一人一人の状態に応じた教材等の確保（デジタル教材、ICT機器等の利用）
- 障害の状態に応じた教科における配慮（例えば、視覚障害の図工・美術、聴覚障害の音楽、肢体不自由の体育等）

2. 視覚障害

- 教室での拡大読書器や書見台の利用、十分な光源の確保と調整（弱視）
- 音声信号、点字ブロック等の安全設備の敷設（学校内・通学路とも）
- 障害物を取り除いた安全な環境の整備（例えば、廊下に物を置かないなど）
- 教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保

3. 聴覚障害

- FM式補聴器などの補聴環境の整備
- 教材用ビデオ等への字幕挿入

4. 知的障害

- 生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具、作業室等の確保
- 漢字の読みなどに対する補完的な対応

5. 肢体不自由

- 医療的ケアが必要な児童生徒がいる場合の部屋や設備の確保
 - 医療的支援体制（医療機関との連携、指導医、看護師の配置等）の整備
 - 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保
 - 障害の状態に応じた給食の提供
- 6．病弱・身体虚弱
- 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
 - 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保
 - 入院、定期受診等により授業に参加できなかった期間の学習内容の補完
 - 学校で医療的ケアを必要とする子どものための看護師の配置
 - 障害の状態に応じた給食の提供
- 7．言語障害
- スピーチについての配慮（構音障害等により発音が不明瞭な場合）
- 8．情緒障害
- 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
 - 対人関係の状態に対する配慮（選択性かん黙や自信喪失などにより人前では話せない場合など）
- 9．LD、ADHD、自閉症等の発達障害
- 個別指導のためのコンピュータ、デジタル教材、小部屋等の確保
 - クールダウンするための小部屋等の確保
 - 口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報掲示

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、教育委員会・学校等にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられるほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

<< 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下

のものが挙げられます。

- ・教育委員会・学校等が把握する情報を提供しても、必要な情報提供をしていないと指摘される場合。

必要な情報を提供しているものであり、提供を拒否しているわけではないためです。ただし、その他には必要な提供資料がないことを十分説明する必要があります。

- ・障害のある人及びその保護者の意見を可能な限り尊重して対応したにもかかわらず、一部の内容について合意形成ができなかった場合。

全ての内容について合意形成ができるとは限らないため、「合意形成を図ろうとしないこと」として、その過程を怠ることを禁止しているものであり、その過程を十分尽くす限りにおいては、差別に当たりません。なお、対応日時、内容等を記録し、その過程が説明できるような状態にしておくことが望まれます。

- ・教育委員会・学校等が必要な情報を提供しようとしても拒否された場合。

障害のある人及びその保護者が情報の提供を拒否しているためです。ただし、拒否の理由を調査し、障害のある人及びその保護者に対して、情報を受け取ってもらえるよう努めることが望まれます。

- ・保護者が話し合いを拒否し、その意向が十分に把握できないままに、やむを得ずに就学先の判断を行う場合。

意思を尊重する場を設けるものの、保護者が拒否しているためです。ただし、保護者が日中は仕事で対応できない場合は、夜間に話し合いの機会を設ける等の柔軟な対応を行うことが望まれます。

- ・本人にとってその時は身体的・精神的負担を伴うが、本人の成長・発達につながる適切な教育活動に、保護者の了解のもと取り組ませること。

特別支援学校、特別支援学級等の教育の趣旨に沿うものであり、このことまで差別となると、教育自体が行えなくなるためです。なお、教育に当たり教員が暴言を吐くことや体罰を加えることは、当然あってはなりません。

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられます。